

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日か休日に
の翌と)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の設立の認可

土地改良区の役員の就退任 (二件)

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の実施

砂利採取業務主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百九十三号

西伯郡名和町大字門前八二番地遠藤宣雄ほか十六人の者から設立認可申請のあつた名和土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年七月三日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の

規定により告示する。

昭和五十三年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米金井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 木村 治 日野郡溝口町大滝二八六

権代 一夫 " 大倉一、四九七

大田 薫 " 江府町吉原三六一

長尾 良一 " 大河原一、〇二一

林原 秀幸 " 溝口町栃原六二五

長谷川 愛慶 " 富江六四

松本 義雄 " 一一五

田中 利之 " 大倉一、〇〇〇

監事 砂口 一正 " 江府町吉原九四二

佐々木 峰利 " 溝口町大滝一七七

遠藤 登 " 富江七一八

任期満了により退任

米金井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 木村 治 日野郡溝口町大滝二八六

権代 一夫 大倉一、四九七

大田 薫 江府町吉原三六一

長尾良一 大河原一、〇二一

林原秀幸 溝口町枋原六二五

長谷川愛慶 富江六四

松本義雄 一一五

田中利之 大倉一、〇〇〇

監事 砂口一正 江府町吉原九四二

佐々木峰利 溝口町大滝一七七

遠藤 登 富江七一八

昭和五十三年四月二十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
昭和五十三年四月二十一日就任 任期二年

上北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本春信 倉吉市小田一三二

西谷重幸 古川沢一九三

木天富治 下古川二二四

牧田叔人 中江一八三

徳田義夫 井手畑三十

石村大治 新田一〇三

川本博 大塚一一二一二

福田勝頼 穴窪二二一

岡本儀蔵 東伯郡北条町国坂二五一

監事 船越一正 倉吉市小田一八七

伊東利春 新田二一六

任期満了により退任

上北条土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 西谷重幸 倉吉市古川沢一九三

福田勝頼 穴窪二五一

木天富治 下古川二二四

徳田義夫 井手畑三十

山本春信 小田一三二

石村大治 新田一〇三

東 浩 中江一三六

仲倉 進 大塚一六六

岡本儀蔵 東伯郡北条町国坂二二五

監事 伊藤利春 倉吉市新田二六六

西谷勇雄 古川沢一八六

昭和五十三年三月二十六日開催の通常総会において総選挙の結果当選し
昭和五十三年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大山畑地土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	岡村 守雄	西伯郡大山町豊房二、〇四六―四四
"	小村 義秋	一、三三七
"	小原 収	一、六二一
"	山根 巖	五四四
"	谷村 勇	今在家一一六
"	遠藤 昇	坊領四八七
"	入江 正雄	長田三三〇
"	奥田 一憲	二九七
"	飯田 政好	三五三
"	岡田 長市	野田六六
"	広岩 喜代治	赤松二、四五九
"	椎木 精	前三一六
監事	宮永 穆	佐摩四九七
"	西村 周治	赤松五七二―二六六
"	門脇 武夫	平木一一四

任期満了により退任

大山畑地土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	田中 義弘	西伯郡大山町豊房二、〇五一―八
"	小村 義秋	一、三三七
"	小原 収	一、六二一
"	松尾 誠壽	三四九
"	日口 明美	今在家四六一
"	遠藤 昇	坊領四八七
"	入江 正雄	長田三三〇
"	奥田 一憲	二九七
"	飯田 政好	三五三
"	岡田 長市	野田六六
"	清水 唯雄	赤松二、四五九―六
"	門脇 武夫	平木一一四
監事	宮永 穆	佐摩四九七
"	西村 周治	赤松五七二―二六六
"	諸遊 登	稲光九

昭和五十三年三月二十八日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年四月二十三日就任 任期四年

北条砂丘土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 引田 信男 東伯郡北条町大字江北五五一
昭和五十三年三月三十一日一身上の都合により退任

北条砂丘土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 一夫 東伯郡北条町大字江北六一三
" 野嶋 稔 " 国坂五三五

昭和五十三年四月三十日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和五十三年五月一日就任 任期昭和五十四年四月三十日まで

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 磯江 猛夫 東伯郡北条町大字江北六五八
監事 中田 勝美 " 大字田井一三四

" 永田 稔 " 大栄町大字東園四〇七
任期満了により退任

北条砂丘土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 引田 信男 東伯郡北条町大字江北五五一
" 中田 勝美 " 田井一三四

" 永田 稔 " 大栄町大字東園四〇七
昭和五十三年四月三十日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、
昭和五十三年五月一日就任 任期三年

淀江白浜土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 林 原 功 西伯郡淀江町大字中間六八八
昭和五十二年十二月二十七日死亡により退任

五千石井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 宅野 正治 米子市諏訪二九
" 湯原 茂夫 " 九八
" 都田 清一 " 二七三

" 長谷川 雅夫 " 五三六
" 野口 辰己 " 八幡二二二

" 大森 幸吉 " 三六六
" 木村 操 " 四六八

" 高田 計久 " 福市一〇八
" 内藤 武一郎 " 六八五

" 香田 龍 " 六六四
" 長浜 範人 " 西伯郡岸本町大殿一、一三六

" 高塚 晃 " 六五八
" 松下 國雄 " 坂長八二七

監事 高田 一夫 米子市八幡五三六
" 伊塚 睦 " 福市七一二

" 八幡 繁久 西伯郡岸本町大殿九七〇
昭和五十三年四月九日総辞職により退任

五千石井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 大江 克 西伯郡岸本町大殿一、一一八

影山 幹彦 六二八

松下 國雄 坂長八二七

宅野 正治 米子市諏訪二九

湯原 茂夫 九八

都田 清一 二七三

湯原 健 六二七

野口 辰己 八幡二二二

深田 孝 二六〇

高田 一夫 五三六

高田 計久 福市一〇八

内藤 武一郎 六八五

杉村 晴正 一、二五七

監事 大江 数 大殿一、一一九

木村 操 八幡四六八

遠藤 安雄 福市一、二二一

昭和五十三年四月九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、

昭和五十三年四月十日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十六号

日野町から申請のあつた町営土地改良(下榎地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年七月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年三月八日 鳥取県指令受都計第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字岩井字木綿田、大字宇治字上南河原及び字南河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区赤坂二の三の四

簡易保険郵便年金福祉事業団

理事長 竹下一記

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年七月七日

鳥取県公安委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十三年七月二十七日 午前十一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本体内 鳥取県公安委員会

委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字下伊勢四五八の一 加登脇政一

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和53年7月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

昭和53年10月24日から同月26日まで

2 試験場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和53年8月10日から同月31日まで

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部農業改良課

7 その他

試験について不明な点は、鳥取県農林部農業改良課に照会すること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和52年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和53年7月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	午前10時から
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前12時まで

- 2 試験の期日及び場所
 - (1) 試験の期日
昭和53年7月31日(月)
 - (2) 試験の場所
鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第23会議室
- 3 受験手続
次の書類を住所地在を管轄する土木出張所に提出すること。
 - (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
 - (3) 写真
手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。
- 4 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。
- 5 受験願書の提出期間
昭和53年7月10日から同月20日まで
- 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。